

**令和4年度 第3回 区民との意見交換会**  
**質問・意見及び当組合の考えについて**

- 1 募集期間 令和5年3月13日（月）から3月22日（水）まで
- 2 質問・意見の件数 7件
- 3 区民の皆様からの質問・意見内容及び当組合の考え

(1) 「令和5年度予算のあらまし」に関する質問・意見			
No.	区民の皆様からの質問・意見	当組合の考え	回答所管
1	中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事の優先交渉権者選定に係る公募型プロポーザルはどうなっているのか？総合評価入札とどう違うのか？また、整備工事の事業者が決まるのはいつ頃か？	<p>総合評価落札方式は、清掃一組で工事の仕様を指定しそれを満たしたうえで技術及び価格を評価し、評価点の最も高いものを落札者として契約を締結する手法です。これに対し、公募型プロポーザル方式は、事業者側に工事の提案をさせ、技術や価格とともに評価対象とし、評価の最も高い者を優先交渉権者として契約交渉を行い、契約を締結する手法です。本整備工事は、破碎機や選別機の組合せによるノウハウが選別精度など施設の性能に大きく反映されるため、公募型プロポーザル方式が適していると判断しました。</p> <p>事業者の決定は、令和5年6月に優先交渉権者を選定し、同年9月に議会の議決を経て契約を行う予定です。</p>	建設課
2	焼却灰資源化の実証確認の23,900tのうち、鉄道と船舶は主灰のセメント化とみていいのか？ また、車両分は徐冷スラグ化、焼成砂化とみていいのか	<p>実証実験の23,900tの内訳ですが、主灰のセメント原料化は18,500tで船舶と車両輸送、徐冷スラグ化については5,400tで鉄道輸送を計画しています。なお、焼成砂化は本格実施のみで、車両輸送となります。</p>	管理課
3	「自己託送制度の活用拡大～電力の地産地消」として、「この制度の活用により、二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）排出量及び電気料金が削減され、環境面及び財政面への効果を図る。」となっている一方で、自己託送送電電力量の減少でなぜ約5,000万円増となるのか？	<p>清掃工場で発電した電力は、工場内の使用電力をまかなうとともに、一部は自己託送として使用し、残りは電気事業者へ売却しています。</p> <p>令和4年度の大田清掃工場第一工場の再稼働工事終了に伴い自己託送需要施設で使用する電力量が減少することから、令和5年度は、減少する電力量分は、売電として電気事業者へ売却します。このことにより収入が約5,000万円増となります。</p>	技術課
4	北清掃工場も1者入札で予定価格通り99.999%の落札となった。 江戸川清掃工場の場合も、2者でも99.7%だったが、江戸川の場合は、落札事業者の技術評価点も高かったのもまだよかった。やはり、総合評価とはいえ、複数業者の入札がなければ技術面も価格面も競争なしになるのだから1者入札による弊害は大きい。総合評価で1者入札の場合でも評価値が低すぎて無効にするような取り決めはあるのだろうか？	<p>清掃一組が実施する清掃工場建替工事は、事業規模を示したうえで、総合評価落札方式として制限付き一般競争入札を採用しています。安全で安定した廃棄物処理を行う必要があることから、実績等の制限を付しておりますが、競争性は確保しております。</p> <p>清掃一組の総合評価落札方式においては、必須の要求項目を満足していない場合は失格にする仕組みとしています。このため、評価値によって入札参加事業者を失格にする規定はありません。</p> <p>北清掃工場建替工事は1者入札となっておりますが、今後の建替工事の入札においては、サウンディング型市場調査を通じて入札に参加しやすい方策を検討するなど、複数者による入札となるよう取り組んでいきます。</p>	建設課

5	<p>プラ新法で循環型社会形成推進交付金の交付条件にプラスチックの分別収集・再資源化が必要となったようだが、23区の場合、どのような影響が起きるのか具体的にわかりやすく説明してほしい。特に、23区全域でプラスチック資源化ができなかった場合など。</p> <p>また、地域計画第5期に計上する清掃工場の建て替えや延命化工事など該当する工場はどこになるのか？</p>	<p>清掃一組では清掃工場等の整備工事を進める際に国から循環型社会形成推進交付金(交付金)を受けています。令和4年4月1日の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)施行に伴い、23区全域でのプラスチック資源化が交付要件となり、これが達成出来なかった場合は、清掃一組の整備工事で交付金が受けられなくなり、その金銭的負担は最終的に23区からの分担金で調整せざるをえなくなります。</p> <p>該当の整備工事は、令和8～12年の第5期循環型社会形成推進地域計画(地域計画)で新たに対象となる整備工事で、建替工事では、多摩川清掃工場、葛飾清掃工場、延命化工事では渋谷清掃工場、豊島清掃工場、中央清掃工場です。</p> <p>詳細は、以下の「循環型社会形成推進地域計画と循環型社会形成推進交付金について」をご覧ください。</p>	企画室
---	---	--	-----

### 循環型社会形成推進地域計画と循環型社会形成推進交付金について

<p>第4期地域計画 (令和3～7年度) 対象事業 &lt;承認済&gt;</p>	<p>大田清掃工場第一工場再稼働工事 目黒清掃工場建替工事 江戸川清掃工場建替工事 北清掃工場建替工事 港清掃工場延命化工事 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事</p> <p>世田谷清掃工場建替工事 墨田清掃工場建替工事 (⇒リニューアル工事へ変更) 板橋清掃工場建替工事 千歳清掃工場延命化工事 新江東清掃工場延命化工事</p>	<p>第3期地域計画 からの継続事業</p> <p>第4期地域計画 からの新規事業</p>
<p>第5期地域計画 (令和8～12年度) 対象事業 &lt;予定&gt;</p>	<p>江戸川清掃工場建替工事 北清掃工場建替工事 世田谷清掃工場建替工事 墨田清掃工場リニューアル工事 板橋清掃工場建替工事 新江東清掃工場延命化工事 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事</p> <p>多摩川清掃工場建替工事 葛飾清掃工場建替工事 渋谷清掃工場延命化工事 豊島清掃工場延命化工事 中央清掃工場延命化工事</p>	<p>第4期地域計画 からの継続事業</p> <p>第5期地域計画 からの新規事業※</p>

#### ※第5期地域計画からの新規事業について

令和4年4月1日からの「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラ新法」という。)施行に伴い、今後予定している第5期地域計画(令和8年度から令和12年度)以降は、以下が交付要件に追加されました。

**「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 21. 交付対象事業者の範囲」から抜粋**  
 対象区域の全域において、プラ新法で規定するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている又は当該地域計画の期間の末日から1年後までに当該措置を行うことを計画している市町村

以上から、第5期地域計画からの新規事業については、23区全てがプラスチック使用製品廃棄物の資源化を行っているか、第5期地域計画の末日から1年後となる令和13年度末までに資源化を計画していることが交付要件となり、交付要件を満たしていない場合は当該事業への交付金は返還又は不交付となります。

(2)一般廃棄物処理基本計画の一部変更（令和5年3月16日）に関する質問・意見  
 ※今般の新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の社会情勢の変化に対応するため、今回の区民との意見交換会の開催後の令和5年3月16日に一般廃棄物処理基本計画の一部変更をしました。これに関する質問・意見をいただきましたので、あわせて回答させていただきます。

No.	区民の皆様からの質問・意見	当組合の考え	回答所管
1	<p>墨田清掃工場は「建替工事」から「リニューアル工事」に変更とするようだが、費用の削減（4割程度削減）、工事期間の短縮（半分程度に短縮）等のメリットはあるにせよ、清掃一組内部での決定事項でよいのか？</p> <p>また、中防破碎ゴミ処理施設も休止から廃止になっているようだが、これも清掃一組単独での決定か。</p>	<p>墨田清掃工場の整備方法の変更及び中防破碎ゴミ処理施設の廃止も含め、今回の一般廃棄物処理基本計画の一部変更は約1年前から施設所在区との協議を始め、23区清掃主管部署への説明、清掃一組会議体における23区長及び23区議員の了承を経て決定しました。</p>	企画室
2	<p>中防破碎ゴミ処理施設の廃止の理由の一つとして、「跡地は、焼却灰の搬送用コンテナ置場などとして敷地を利用するため」とあるが、現状の焼却灰の搬送用コンテナ置場はどうなっているのか？</p> <p>また、現一般廃棄物処理基本計画では休止とした理由として、「災害発生時の処理に備えます」「中防灰溶融施設と一体で検討する必要がある」とあるがその必要はなくなったのか？ また、単独での解体工事は交付金が出ないのではないのか？</p>	<p>現状の焼却灰の搬送コンテナは、船舶輸送と鉄道輸送を利用していますが、船舶コンテナは使用する港に、鉄道コンテナは使用する貨物駅にそれぞれ待機させています。今後は焼却灰の資源化を推進していく上で輸送用コンテナの増加が必要となることからコンテナ置場の確保が必要となります。また新たな中防不燃・粗大ゴミ処理施設（新施設）の工事は、既存施設を稼働しながら実施するため、工事の資材置場等の確保も必要となります。このため、中防破碎ゴミ処理施設は中防灰溶融施設と一体で検討することとしていましたが、今回廃止・解体し敷地利用を図ることとしました。</p> <p>現在稼働中の粗大ゴミ破碎処理施設及び中央不燃ゴミ処理センター第二プラントは、新施設の稼働後に休止し災害発生時の処理に備えます。</p> <p>また、中防破碎ゴミ処理施設の解体工事については交付金の対象外です。</p>	企画室